

指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

株式会社ケアネット ショートステイ水沢

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 株式会社ケアネットが設置する株式会社ケアネット ショートステイ水沢（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定介護予防短期入所生活介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 株式会社ケアネット ショートステイ水沢
- 二 所在地 奥州市水沢花園町一丁目19番16号

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（兼務）
管理者は、施設の業務を統括する。
- 二 医師 1人（非常勤・兼務）
医師は、利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 三 生活相談員 1人以上（常勤）
生活相談員は、利用者の生活相談、処遇の企画や実施、利用者やその家族からの苦情や相談の受付等を行う。
- 四 介護職員 9人以上（常勤）
介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 五 看護職員 1人以上（常勤）
看護職員は、利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- 六 栄養士 1人（兼務）
栄養士は、食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。

七 機能訓練指導員 1人以上（常勤）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

第3章 指定介護予防短期入所生活介護の利用定員

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は28人とする。

（定員の遵守）

第6条 指定短期入所生活介護の事業は、利用者定員及び居室の定員を超えて入居させてはならないものとする。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第4章 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

（提供拒否の禁止）

第8条 正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒まない。

（サービス提供困難時の対応）

第9条 当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じる。

（受給資格等の確認）

第10条 指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防短期入所生活介護を提供するように努める。

（要支援認定の申請に係る援助）

第11条 指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 事業者は、介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

第12条 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第13条 指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定介護予防短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

- 第14条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供する。
- 2 介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第15条 介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防短期入所生活介護を提供する。

(サービス提供の記録)

第16条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該指定介護予防短期入所生活介護の提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

(利用料等の受領)

第17条 法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利

利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受ける。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける。

一 食事の提供に要する費用、滞在に要する費用は次のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用

1日 1,860円

朝食360円、昼食830円、夕食670円とし1食単位で費用を支払うものとする。

但し、負担限度額認定を受けている場合、1日につき

第1段階認定者 300円以内、

第2段階認定者 600円以内、

第3段階①認定者 1,000円以内、

第3段階②認定者 1,300円以内 を負担限度額とする。

(2) 滞在に要する費用

個室 1日につき 2,100円

但し、負担限度額認定を受けている場合、個室1日につき

第1段階認定者 380円

第2段階認定者 480円

第3段階①認定者 880円

第3段階②認定者 880円 を負担限度額とする。

多床室 1日につき 978円

但し、負担限度額認定を受けている場合、多床室1日につき

第1段階認定者 0円、

第2段階認定者 430円

第3段階①認定者 430円

第3段階②認定者 430円 を負担限度額とする。

二 送迎に要する費用

通常の送迎の実施地域（花巻市、北上市、金ヶ崎町、奥州市、平泉町、一関市）を超えて送迎を行った場合 片道500円を支払うものとする。

三 理容代

カット・顔剃り 3,000円 耳かき 300円 現金で支払うものとする。

四 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文章を交付して説明を行い、利用者の同意を得る。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第18条 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

第19条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

- 2 自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図る。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たる。
- 4 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努める。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努める。

(指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

第20条 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、運営の方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 1 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う。
- 2 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成する。
- 3 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 4 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 5 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付する。
- 6 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行う。
- 7 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(介護)

第21条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭する。
- 3 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。
- 5 前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行う。
- 6 常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 7 利用者に対して、利用者の負担により事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。

(身体的拘束等の禁止)

第22条 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。また、やむを得ない事情により身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 2 虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に対して周知を行うとともに、必要な指針を整備し、研修を定期的実施する。また、これらを適切に実施するための担当を置く。

(食事)

第23条 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。

- 2 利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援する。

(機能訓練)

第24条 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第25条 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 事業所の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載する。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

(相談及び援助)

第26条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行う。

(その他のサービスの提供)

第27条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 常に利用者の家族との連携を図るように努める。

(利用者に関する市町村への通知)

第28条 指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

一 正当な理由なしに指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったとき。

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第29条 利用者に対し適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、事業所ごとに職員の勤務の体制を定める。

2 事業所ごとに、当該事業所の職員によって指定介護予防短期入所生活介護を提供させる。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 職員の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設ける。

一 採用時研修 採用後3か月以内

二 継続研修 年2回

第5章 通常の送迎の実施地域

(通常の送迎の実施地域)

第30条 通常の送迎実施地域は、花巻市、北上市、金ヶ崎町、奥州市、平泉町、一関市とする。

第6章 サービスの利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第31条 管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。

(外出及び外泊)

第32条 利用者が外出又は外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

(健康保持)

第33条 事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。

(禁止行為)

第34条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

- 二 けんか、口論、泥酔などで、他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第7章 緊急時等における対応方法

(緊急時等の対応)

第35条 職員は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第36条 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

- 2 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第37条 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 前項の訓練は、年2回以上行う。

(業務継続計画の策定等)

第38条 事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制の早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第9章 その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第39条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第40条 事業所は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に挙げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(認知症介護基礎研修の受講)

第41条 事業所は、事業所において介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修の受講を実施する。

(掲示)

第42条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第43条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 当該事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。

(広告)

第44条 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第45条 介護予防支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(苦情処理)

第46条 提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

- 2 提供した指定介護予防短期入所生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若し

くは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。また、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告する。

- 3 提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(地域等との連携)

第47条 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(会計の区分)

第48条 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第49条 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

- 一 介護予防短期入所生活介護計画
- 二 第16条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第22条に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第28条に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 第36条第1項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 六 第43条第1項に規定する苦情の内容等の記録

(その他重要事項について)

第50条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ケアネット 岩手サービスセンター長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年 9月 1日から施行する。

平成23年 3月 7日 一部改訂

平成25年 8月 1日 一部改訂

平成26年12月 1日 一部改訂

平成 3 0 年 4 月 1 日 一部改訂
令和 0 1 年 1 0 月 1 日 一部改訂
令和 0 5 年 4 月 0 1 日 一部改訂
令和 0 5 年 1 2 月 2 1 日 一部改訂
令和 0 6 年 0 8 月 0 1 日 一部改訂